

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則：（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…

告示

○昭和五十一年東京都告示第十二十七号（東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定）の一部改正：（生活文化局消費生活部取引指導課）…

○建築基準法による道路位置の指定：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（三件）：（建設局道路管理部監察指導課）…

告示（海区漁調）

○東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限：…

○東京海区における火光利用とびうお漁業の制限：…

○東京海区におけるいか釣漁業の制限：…

公告

○開発行為に関する工事完了（二件）：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部

を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表中「〇・八〇」を「〇・八五」に、「〇・六五」を「〇・七〇」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告示

東京都告示第千八百四十三号

昭和五十一年東京都告示第十二十七号（東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

表一 七の部商品の欄中「別表第十五」を「第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第二号ロ、第三号及び第四号により原産地を表示する原材料並びに別表第十五」に改め、同部(二)の款(一)の項ア中「から第五号まで及び」を「第三号、第四号及び第六号並びに」に改め、同項イ中「別表第十五の1から22」を「別表第十五の1」に、「食品品質表示基準」を「食品表示基準」に、「から第五号まで及び」を「第二号ハ、第三号、第四号及び第六号並びに」に改め、同項ウ後段、同項エ後段及び同項オ後段を削り、同項カ中「別表第十五の26」を「別表第十五の5」に改め、「と、「文字の次に括弧を付して」を「文字に対応させて」を削り、同項に次のように加える。

キ 主な原材料がおにぎり(米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。ただし、輸入品を除く。)である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第六項第一号及び第二号に規定する表示の方法による。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間に製造され、又は加工される調理冷凍食品(農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行ったものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。)であつて、食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成二十九年内閣府令第四十三号)による改正前の食品表示基準に基づく表示がなされているものについては、なお従前の例によることができる。

●東京都告示第千八百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年十二月七日	東久留米市南沢一丁目三百六十七番一の一部	延長 一九・三八 幅員 四・五〇

●東京都告示第千八百四十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。




平成二十九年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

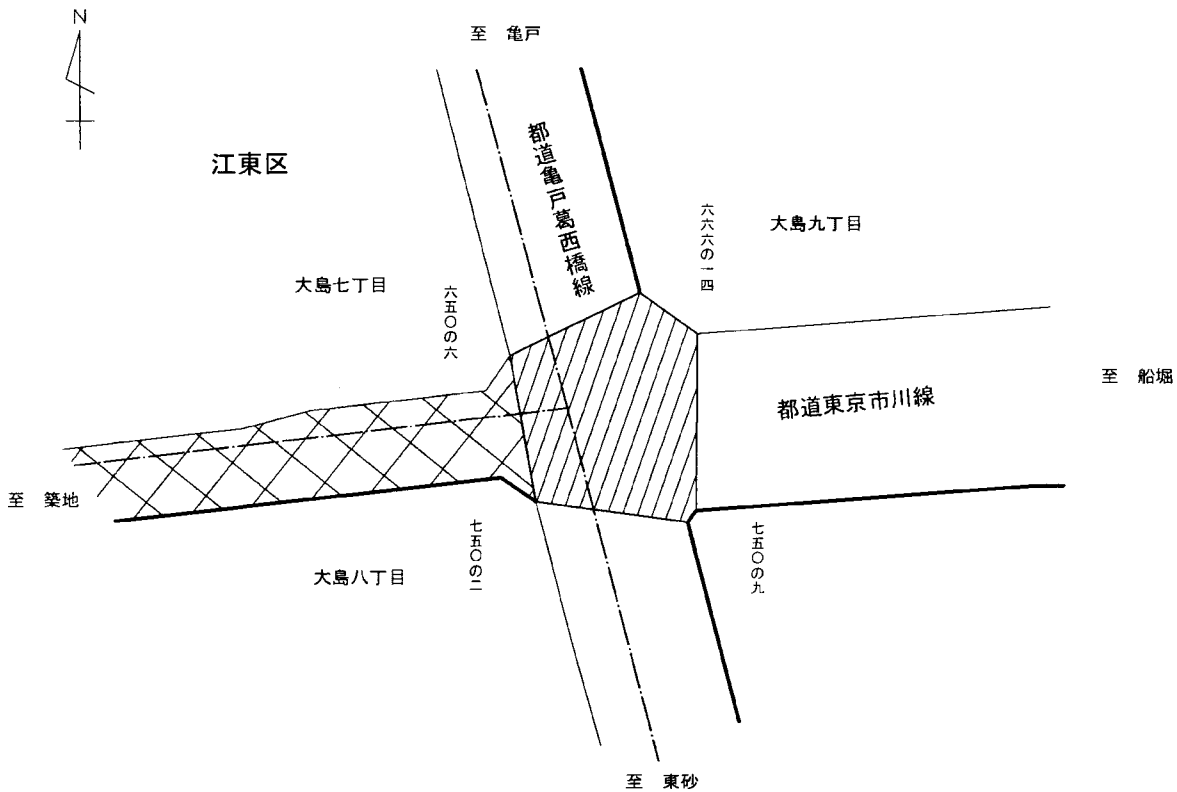
- 一 路線名 都道東京市川線
- 二 指定する区間 江東区大島七丁目六百五十番六地先から同区大島九丁目六百六十六番十四地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道東京市川線
江東区大島七丁目～大島九丁目

 既指定区間
 指定区間
 都道
 延長 五三・三二メートル

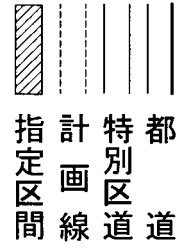
(電線共同溝予定名称 東京市川・五号)



●東京都告示第千八百四十六号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

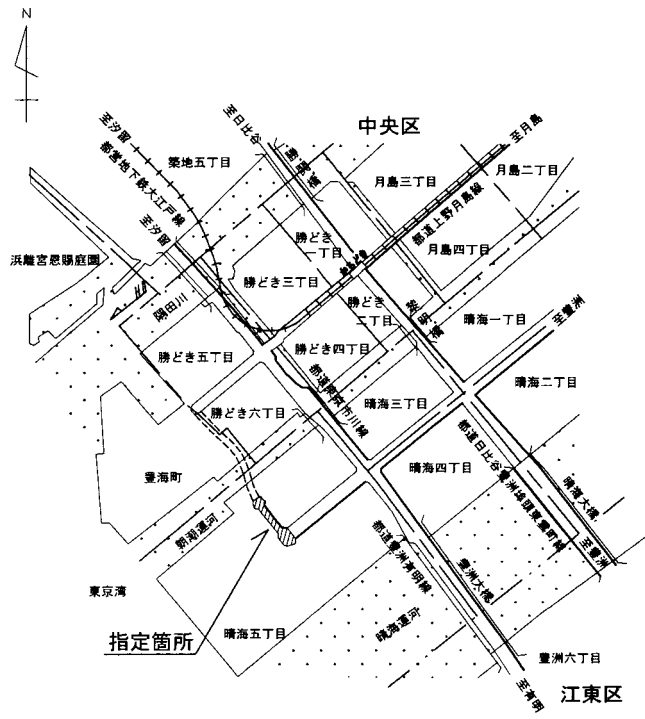
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道日比谷豊洲埠頭東雲町線 中央区晴海五丁目地内



延長 一七五・〇〇メートル

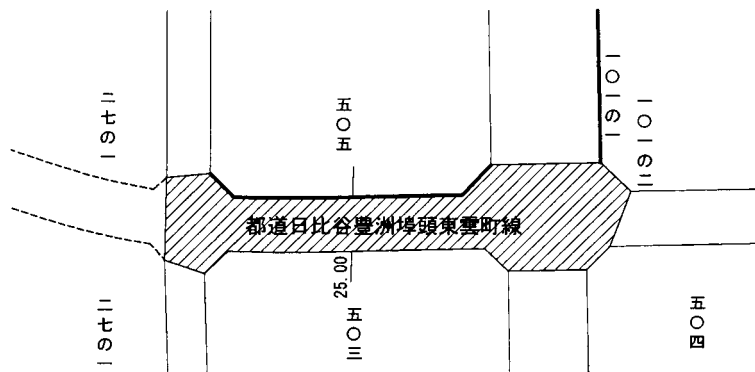
(電線共同溝予定名称 日比谷豊洲埠頭東雲町・六号)



中央区

晴海五丁目

至豊洲



- 備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年十二月二十五日
- 一 路線名 東京都知事 小 池 百合子
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線

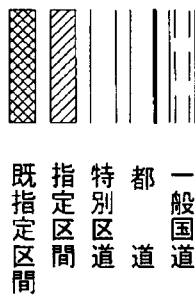
- 二 指定する区間 中央区晴海五丁目百一番二地先から同所二十七番一地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

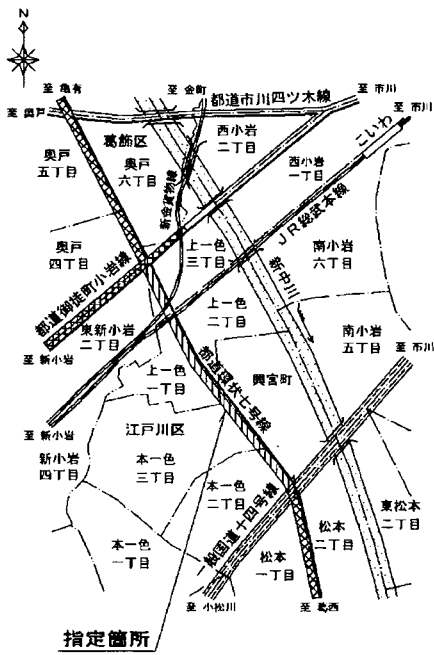
●東京都告示第千八百四十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年十二月二十五日

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道環状七号線
 一般国道十四号線

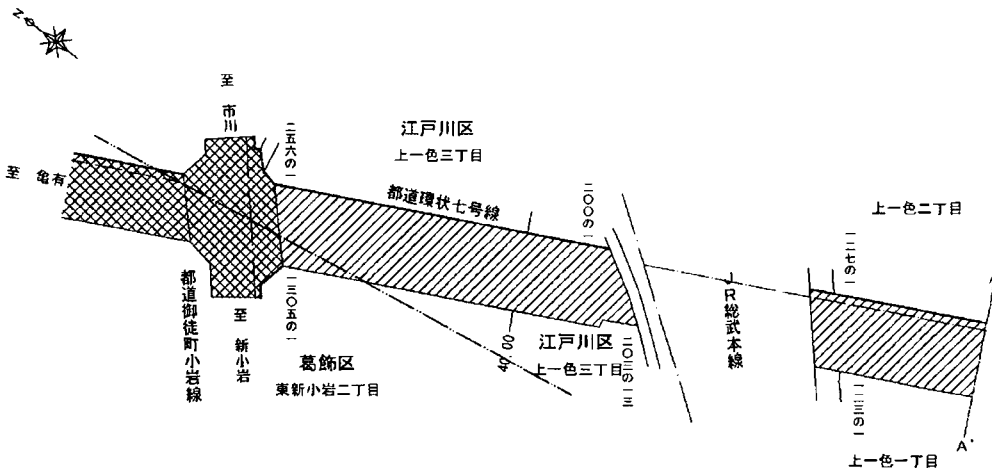
江戸川区上一色三丁目〜松本一丁目



- ① 都道環状七号線 延長一・二四・九五メートル
 (電線共同溝予定名称 環状七号・四十二号)
- ② 一般国道十四号線 延長八一・二五メートル
 (電線共同溝予定名称 国道十四号・三号)



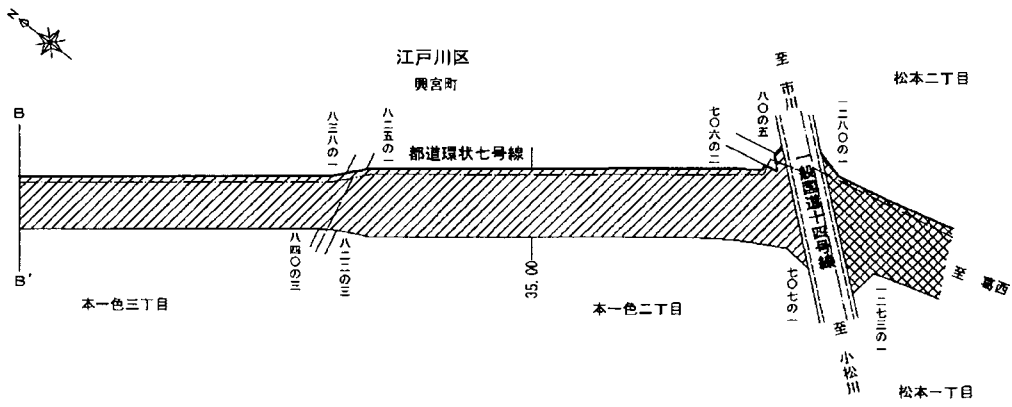
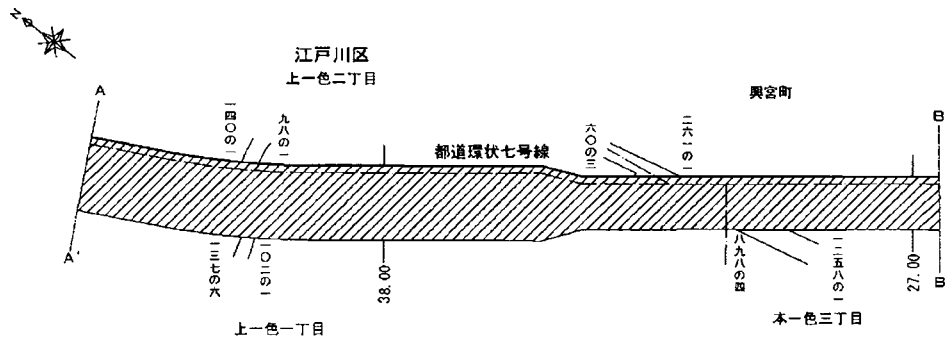
① 都道環状七号線



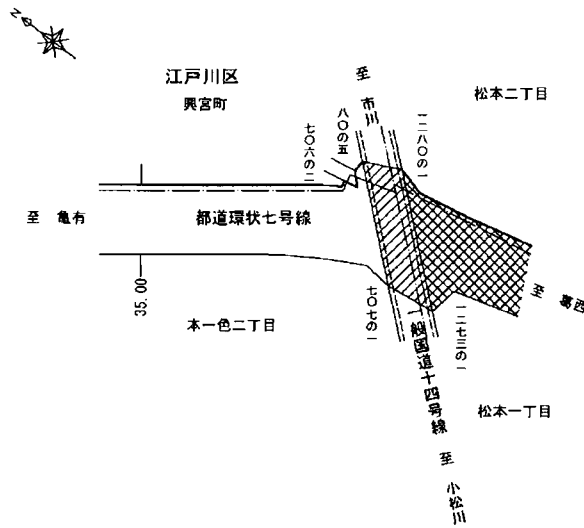
(一) 路線名 東京都知事 小池 百合子
 都道環状七号線
 江戸川区上一色三丁目二百五十六番一地从先から同区本一色二丁目七百七番一地从先まで
 別図表示①のとおり

(二) 路線名 一般国道十四号線
 指定する区間 江戸川区興宮町八十番五地从先から同区松本一丁目千二百七十三番一地从先まで
 別図表示②のとおり

(三) 指定の概要



②一般国道十四号線



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十一号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十九年十二月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合
- (二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと
- (二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであって、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること
- (三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるもの

の

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

- (一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。
- (二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域
- (三) 平成三十年二月一日から同年六月三十日まで及び平成三十一年一月一日から同年三月三十一日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、平成三十年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成三十年二月一日から平成三十一年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびう

おをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十九年十二月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業
- (三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

- (一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

- (二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

- (三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十三号

東京海区（東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。）におけるいか釣漁業（あおりいかを除く。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十九年十二月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業

(二) アンカー（シーアンカーを含む。）等で船舶（船外機船を除く。）を固定して行う操業

(三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

(四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 平成三十年九月一日から平成三十一年一月三十一日までの操業（大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。）

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 二百隻

神奈川県 三十隻

千葉県 二十五隻

静岡県 九十隻

その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十年二月一日から平成三十一年一月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市大南一丁目百三十七番一 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

国立市青柳三丁目二十六番二 国立市青柳三丁目二十五番十、同番二十四、同番六十四 地の三十四

朝倉 隆

十七地先、同番六十八から同番七十四まで及び同番七十六から同番八十四まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市廻田町四丁目一番六
十八、同番七十、同番七十二
及び同番七十九
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

東村山市廻田町一丁目二十五
番二の一部、同番六、同番三
十二の一部、二十六番六、同
番七の一部及び同番十七
東村山市廻田町一丁目二十
五番地十七
野村 裕夫

東大和市中一丁目千百三
十六番地の十六
三上奈保子

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。